

# プレミアム付商品券第6弾 デジタルがお得で便利

スクラム高槻「地元のお店応援券」第6弾事務局  
Tel.0570-550-141 (4/3(水)から開設)



デジタル商品券は  
2口買うと500円お得に

プレミアム率150%に  
さらに上乗せ

物価高騰などの影響を受けている市民生活や市内の  
お店を支援するため、2,000円で5,000円分の買い物  
ができるプレミアム付商品券第6弾を販売します。

商品券はデジタルと紙を選択でき、デジタルの場合  
は、さらに最大500円分上乗せされ、お得になりま  
す。ぜひお得なデジタル商品券をご利用ください。

## デジタル商品券のメリット

1

さらに500円プラスで使える



デジタル商品券は150%  
のプレミアム率に、さらに  
最大500円分(1口250円)  
が上乗せされます。

デジタル商品券



紙より  
500円お得/  
2口4,000円で  
1万500円分使える  
⇒6,500円お得

紙商品券



2口4,000円で  
1万円分使える  
⇒6,000円お得

2

1円単位で利用できる



3

販売所に行かなくても  
購入できる



4

家族で  
共有して使える



	デジタル	紙
販売金額	1口2,000円(1世帯2口まで)	
利用金額	1口5,250円 <sup>*1</sup>	1口5,000円 <sup>*2</sup>
登録期間	4/12(金)~30(火)	—
販売期間	4/12(金)~9/17(火) <sup>*3</sup>	7/5(金)~9/17(火)
利用期間	7/1(月)~9/30(月)	7/10(水)~9/30(月)
対象者	2/1または5/15時点で市内に住民登録のある人が含まれる世帯 <sup>*4</sup>	

※1. 内訳：飲食店・小規模店舗応援券2,625円、全店舗共通券2,625円

※2. 内訳：飲食店・小規模店舗応援券500円×5枚、全店舗共通券500円×5枚

※3. メンテナンス期間除く

※4. 配偶者などからの暴力などを理由に高槻市に避難している世帯は住民票を移していなくても対象となる場合あり。ご相談ください

## 会員登録は 簡単2ステップ

デジタル商品券の利用には4/12(金)~30(火)に会員登録  
が必要です。これまでデジタル商品券を利用したこ  
とがある人も改めて登録が必要です。登録後、すぐに  
購入できるようになります。

### STEP①

4月中旬に届く通知のQRコードを読み込む



4月中旬に封筒が届く



同封されている通知右上のQRコード  
を読み込み、会員登録コードを入力

### STEP②

メールアドレスや氏名などを登録して商品券を購入



手順に従って情報を入力し、  
会員登録をする



支払い方法はクレジットカード  
かコンビニ現金払い  
※利用は7/1(月)から



ここから  
商品券を購入

自分で登録するのが不安な人へ

先着各25人

デジタル商品券の  
会員登録説明会を開催

スマートフォン、自宅に届く案内  
通知、メールアドレスが分かるもの  
を持って会場へ。予約不要。

日時 4/12(金)・15(月)・17(水)・  
19(金)・23(火)・25(木)・30(火)  
9:30~11:30、13:30~15:30  
(23・30日は午前だけ)

会場 総合センター  
13階会議室

料金 無料

問合せ 同事務局

Tel.0570-550-141

4/3(水)から、電話や総合センタ  
ー10階の専用窓口でも随時登  
録方法などの相談を受け付け

決済完了を  
はにたんがお知らせ

今回から店舗  
で決済が完了  
したことをは  
にたんにお知  
らせします



## 紙商品券の購入は 6月中旬に届く購入引換券で

デジタル商品券の会員登録を  
しなかった世帯は、6月中旬か  
ら順次届く購入引換券を持っ  
て、市内販売所で購入してくだ  
さい。購入は現金だけです。



お店の皆さんへ

商品券の取扱店舗を募集中

商品券の取扱店舗を募集しています。5/8(水)  
までに応募した店舗は取扱店舗一覧冊子に店舗  
名が掲載されます。

お店のアピールにもなりますので、ぜひご参  
加ください。

問合せ Tel.0570-010-088 (店舗向け)

# サポーター制度が始動 みんなで特殊詐欺被害を防ごう

消費生活センター/Tel.683-0999



## 身近で頼りになるサポーター

市内の令和5年の特殊詐欺被害は107件となり過去最多を更新。これを受け市は、市民や事業所と協力し、「特殊詐欺被害防止サポーター制度」を始めました。

サポーターは、右記のように、主に周囲の人が被害に遭わないよう対策をアドバイスしたり、見守りや声掛けをしたりする、身近で頼りになる相談員・支援者です。講座(下記)を受講して認定を受け、サポーターになります。

## 自分自身の防犯対策にも一役

サポーターには、高齢者自身も含め、誰でもなることができます。あらかじめ被害事例を学び、対策をとることで、自分自身も被害に遭わないようになります。

### 対策の例

- ・固定電話は留守番電話に
- ・電話でのお金の話は信じない
- ・カード番号・暗証番号を教えない
- ・お金を払う前に相談 など



## 活動内容の例



- ・日頃から特殊詐欺に警戒するよう呼び掛ける
- ・よくある手口を周囲に知らせる
- ・警察や消費生活センターへの相談を勧める

## 認定のステップ

### ①申し込み

市や高槻警察署が開催するサポーター講座に申し込む

### ②受講

特殊詐欺の手口や被害防止対策を学ぶ

### ③認定

サポーターの缶バッジやステッカーを受け取る



## 地域の施設も相談場所に

困ったことがあったとき、相談できる施設が「施設サポーター」です。4月現在、公民館やコミュニティセンター、すこやかテラスが施設サポーターになっていて、認定を受けたスタッフが関係機関と連携を行います。気軽にご利用ください。

## 民間事業者にも拡大します

商店や事業所など地域の皆さんも施設サポーターになることができます。まち全体で特殊詐欺被害を防ぎましょう。



施設サポーターでは、この旗を掲示しています

## 施設サポーターの声

### みんなでサポーターになろう

被害に遭って一人で悩んでいるケースがあります。通い慣れた施設でも支援できるようになったので、安心して相談してほしいです。みんなで関わることで被害を減らせます。一人でも多く、サポーターとして参加してもらいたいです。



郡家すこやかテラス 所長 田村哲哉さん

## サポーターになりませんか？

サポーター講座を開催します。誰でも無料で受講できます。この機会に、ぜひサポーターになりましょう。

ID 115494 当日先着80人

### 個人向けサポーター講座

消費生活相談員から特殊詐欺の手口と防止対策を学びます。  
日時 4/25(木) 10:00~11:00  
場所 クロスパル高槻  
料金 無料

ID 114649

### 出前サポーター講座

自治会や老人会、職場などグループでの申し込みを受け付け、講座を行います。随時、消費生活センターまでお問い合わせください。

# 小学1年生に将棋駒を配布 将棋文化を高槻の木材で

将棋のまち推進課/Tel.674-7399

## 今年は4月から入学式などで配布

市は、市内在住の小学1年生を対象に、高槻産の木材で製作した将棋駒を配布しています。市立小学校では、今年4月の入学式で配布します。

### 私立小学校などに通う児童

事前に市ホームページ内簡易電子申込で申し込み、直接、将棋のまち推進課の窓口で受け取ってください。  
申込期間 4/1(月)~来年3/31(月)

## 駒は高槻産の木材を使用

駒は、市内の森林の風倒木などを活用した木材を使用しています。配布に際しては、木のぬくもりを感じながら、森林の役割や整備の必要性、森の大切さも学びます。



配布された駒で山くずしを体験する1年生



木の香りを感じながら、駒の種類や大きさを手に取って確認

棋士による出前授業。今年は秋以降に実施予定



# 成年後見制度を利用しやすく 相談・支援の中核機関を設置

福祉相談支援課/Tel.674-7171

## 誰でも気軽に相談できる

市は福祉相談支援課内に成年後見制度の利用を促進するための中核機関を設置しました。成年後見制度を知りたい、利用したいときに誰でも相談できる窓口です。

## どんな相談にも対応

- ・制度について初歩的なことから知りたい
- ・申し立ての流れや、手続きの具体的な方法を教えて
- ・後見人に選任されてからの相談 など

## 幅広いネットワークで支援

中核機関は法律や医療・福祉など専門機関でつくる地域連携ネットワークのコーディネイト役。窓口となって、権利擁護を必要とする人がスムーズに支援を受けられるよう、地域包括支援センターや法律専門職などさまざまな関係機関と連携してバックアップします。



## 成年後見制度とは？

### こんなときに役立つ

- ① 悪質商法への対処
- ② 介護・入院の手続き
- ③ 財産管理

### 判断能力が不十分な人をサポート

成年後見人制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための制度です。本人が不利益な契約をしたときは、成年後見人が取り消すことができます。また、相続や財産管理、重要な契約など一人では困難な手続きも支援してくれます。

### 安心できる制度

成年後見人は、親族や法律の専門家などを候補者として申し立て、家庭裁判所が選任した人が引き受けます。客観的な判断で選ばれるため安心です。